

台湾交流促進事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

台湾交流促進事業業務委託

2 業務の背景と目的

2019年まで松山市の訪日外国人観光客は増加していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により松山市のみならず、日本のインバウンド受入が停止している状況である。しかしながら、様々な調査で日本への海外旅行の意欲は高い水準を保っていると言われる中、インバウンドの回復期に備えた、情報発信や定期便の安定維持を積極的に行うことが重要となる。

当該業務は、松山市の外国人観光客の3割を占める台湾をターゲットに、映像によるプロモーション及びSNSによる情報発信を行い、松山市の認知度を向上させ、台湾からの誘客を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症によって薄れてしまった、松山市民の海外への渡航意識の醸成を図ることにより、定期便の安定運航に繋げ、更なる交流人口の拡大を目指すことを目的とした業務である。

3 履行期間 契約締結日 から 令和5年3月15日（水）まで

4 履行場所 市長が指定する場所

5 業務内容**(1) 概要****<1>インバウンドプロモーション**

松山市内等において、以下の業務を実施することでその旅行需要を喚起し、今後の観光振興につながる誘客プロモーションを実施する。

- ア. インフルエンサーを活用した招聘事業
- イ. WEB広告を活用した情報発信

<2>アウトバウンドプロモーション

松山市内等において、以下の業務を実施することで、台湾への渡航意欲を醸成し、松山空港から台湾への定期航路の安定運航に繋がる送客プロモーションを実施する。

- ア. 地元TV番組等を活用した渡航意欲醸成事業
- イ. 松山市民等に対する台湾への渡航意欲醸成事業

(2) プロモーション対象地域

- 〈1〉インバウンドプロモーション : 台湾 (特に台北市)
- 〈2〉アウトバウンドプロモーション : 愛媛県内 (特に松山市)

(3) ターゲット

- 〈1〉インバウンドプロモーション
松山市及び瀬戸内圏への旅行に興味・関心がある台湾地域のFIT層
- 〈2〉アウトバウンドプロモーション
台湾・台北市への旅行に興味・関心がある松山空港の利用が想定される者

(4) 実施内容

本業務については下記のとおり実施すること。なお、プロモーションの実施内容や実施時期については、対象地域の市場特性に配慮して行うこととする。

〈1〉インバウンドプロモーション

ア. インフルエンサーを活用した招聘事業

松山市が新規で開発した外国人旅行者向けのコンテンツ (別表: コンテンツ参照) を軸に、松山市の新たな魅力を台湾現地にて発信を行う。

インフルエンサーの募集、選定、招聘、滞在支援、活動支援を行う。

なお、招聘するインフルエンサーのフォロワー数は最低5万人以上であること。※単純なフォロワー数にとらわれず事業との親和性に留意すること。

イ. WEB広告を活用した情報発信

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外旅行マーケットが失われたことで減衰した松山市への渡航意欲を回復すべく、対象地域とターゲットに訴求力のある松山の魅力を発信する動画を制作し、台湾で発信すること。

〈2〉アウトバウンドプロモーション

ア. 地元TV番組等を活用した渡航意欲醸成事業

台湾・台北の旬の魅力を取材し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から減衰した、松山ー台北線の認知度向上、渡航意欲の喚起を図る番組を制作すること。

(番組制作の条件)

- ・松山ー台北線の情報や松山空港利用促進協議会が行っている助成事業等を番組内等で取り上げること。
- ・制作した番組をダイジェスト版に編集し、受託者等のYouTube等動画サイトへ掲載し拡散を図ること。
- ・委託者と協議の上、CM枠や街頭ビジョンでの番組宣伝、ニュース番組等での番組等の紹介等を実施すること。

(番組の放送時期等)

- ・制作した旅行番組は、令和4年11月から令和5年2月末までに、愛媛県内において無料で視聴可能なテレビ局で放送すること。
(具体的な放送日時は、委託者と協議の上決定する。)
- ・放送時間帯は任意とするが、幅広い年代が視聴することが可能な時間とし、放送時間は1時間以上を基本とする。

イ. 松山市民等に対する台湾への渡航意欲醸成事業

松山市民等に対して、台湾への渡航意欲の喚起を図ることを目的として実施する。

(事業の条件)

- ・受託者は、令和4年8月1日～令和5年3月15日の間で、渡航意欲醸成につながる事業を最低1つ以上行う事。
- ・事業の種類は問わないが、社会情勢に留意したものとすること。
- ・対象者が、台湾をより身近に感じられるものとすること。
- ・ターゲットセッティングがしっかりなされた事業とすること。
- ・提案事業の実施に際し、松山空港利用促進協議会と連携することが可能な内容とすること。

6 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

※それぞれの項目について、各対象地域の市場特性を踏まえて提案すること。

(1) 実施方針

海外旅行・訪日旅行需要の動向や旅行手配の傾向などについて分析し、業務の実施に当たっての基本的な考え方や実施期間、企画の特徴等を明らかにすること。なお、実施期間については、期間の長短に関わらず誘客に効果的となるよう、プロモーションの内容も含め、総合的に検討のうえ提案すること。

(2) ターゲットへの松山市の魅力の整理及び発信方法

プロモーションを行うターゲットの具体像について、業務実施時期に来訪する可能性が高い層として選択した理由と併せて、目標インプレッション等の数的指標も併せて示すこと。

(3) 具体的なインバウンド・アウトバウンドプロモーション等の内容

上記(1)～(2)を踏まえ、下記のことを盛り込んだ具体的な内容を示すこと。
〈1〉インバウンドプロモーション

ア. インフルエンサーを活用した招請事業

- ①当該事業の行程について、その特徴や概要、ターゲットへの訴求ポイント等を整理・分析したうえで提示すること。
- ②インフルエンサーの選定理由や事業との親和性について提示すること。

イ. WEB広告を活用した情報発信

- ①特徴や概要、ターゲットへの訴求ポイント等を整理・分析したうえで提示すること。また、そのサイトを活用することの優位性について理由を示すこと。
- ②掲出するページやバナー広告などについて、その内容やデザイン、掲出方法等を、具体的に提示すること。また、その内容等の優位性について理由を示すこと。
- ③松山市への旅行商品の購入につなげる仕掛けについて、その有効性と併せて示すこと。

〈2〉アウトバウンドプロモーション

ア. 地元TV番組等を活用した渡航意識醸成事業

- ①台湾・台北市従来の魅力は勿論のこと、コロナ禍で新たに生まれた新しい旬な話題を盛り込んだ旅番組とすること。
- ②番組出演者は、松山市民・愛媛県内視聴者に訴求力が高く、全世代にとって親しみを感じられる出演者を選定すること。

イ. 松山市民等に対する台湾への渡航意欲醸成事業

- ①本事業実施により参加者の台湾への渡航意欲が醸成される内容とすること。
- ②新型コロナウイルス感染症の対策を講じること。

(4) 効果測定

ア. 業務の有効性を測る指標を設定し、目標値を示すこと。

イ. 指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。

ウ. 業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア. 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ. 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ. 準備、業務の実施及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積り

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積りを示すこと。

(7) 独自提案事項

業務を実施するに当たり、企画提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7 事業実績報告書及び成果物の提出

本業務の実施内容及び広報宣伝効果を事業実施報告書（A4 版カラー冊子 3 部、電子媒体 1 部）として令和 5 年 3 月 15 日（水）までに提出すること。作成した動画等は DVD-ROM（各事業毎 2 枚作成し提出すること）に収録し納品すること。

また、業務完了報告書（松山市指定様式）も併せて提出すること。

8 著作権等に関する事項

- (1) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (2) 企画案及び成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 その他留意事項

- (1) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (3) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- (4) 本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に委託者と連携を図り、情報共有し適切な業務が遂行されるよう、定期ミーティングを行う。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者とで協議のうえ決定すること。

10 問合せ先

担当：松山市観光・国際交流課 垂水、池田、土居、丹下

住所 〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所本庁舎8階

電話 089-948-6887

FAX 089-943-9001

メール kanko@city.matsuyama.ehime.jp